



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所

編集兼印刷発行人 神戸市長

発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(小束台東自治会ほか)	地域協働局地域活性課	1
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	2
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	3
告示	生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	4
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	5
告示	生活保護法等による指定施術者の名称等の変更	福祉局くらし支援課	6
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	7
告示	神戸市介護保険料コンビニエンスストア収納代行業務	福祉局介護保険課	8
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西建設事務所	9
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 篠原20号線他)	建設局道路管理課	11
公告	都市公園の縮小(檜野台公園)	建設局公園部管理課	12
公告	開発行為に関する工事の完了(北区八多町)	都市局都市計画課	13

令和8年8月18日 神戸市公報第3976号

神戸市告示第277号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、小東台東自治会、舞多聞東シーズンヒルズ倶楽部について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年8月18日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	小東台東自治会	舞多聞東シーズンヒルズ倶楽部
主たる事務所	神戸市垂水区小東台東9番地の14	神戸市垂水区舞多聞東1丁目3番11号
代表者の氏名	濱谷 陽一郎	藤原 覚
代表者の住所	神戸市垂水区小東台東8番地の4	神戸市垂水区舞多聞東1丁目3番11号

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 小東台東自治会

令和8年5月31日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	本田 直樹	濱谷 陽一郎
代表者の住所	神戸市垂水区小東台東9番地の12	神戸市垂水区小東台東8番地の4

(2) 舞多聞東シーズンヒルズ倶楽部

令和8年5月10日変更

	変更前	変更後
事務所の住所	神戸市垂水区舞多聞東1丁目4番23号	神戸市垂水区舞多聞東1丁目3番11号
代表者の氏名	蓬田 勝広	藤原 覚
代表者の住所	神戸市垂水区舞多聞東1丁目4番23号	神戸市垂水区舞多聞東1丁目3番11号

神戸市告示第278号

次の医療機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 18 日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	指定年月日
岩本歯科医院	神戸市東灘区御影中町 7 丁目 8 番 1 6 号	令和 8 年 7 月 1 日
しきさい薬局北須磨店	神戸市須磨区白川台 6 丁目 2 3 番 地 2	令和 8 年 7 月 1 日
すこやか薬局 中山手通店	神戸市中央区中山手通 3 丁目 1 4 － 6	令和 8 年 7 月 1 日
さら薬局 北鈴蘭台駅前店	神戸市北区若葉台 4 丁目 1 － 1 0	令和 8 年 7 月 1 日
たかつ歯科クリニック	神戸市垂水区学が丘 7 丁目 1 － 3 4	令和 8 年 8 月 1 日
こうべ西在宅支援薬局	神戸市西区伊川谷町有瀬 3 1 － 1	令和 8 年 8 月 1 日
はたの K i d s & B a b y ク リニック	神戸市東灘区深江北町 4 丁目 1 0 番 1 3 号	令和 8 年 8 月 1 日

神戸市告示第279号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 18 日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団旭診療所	神戸市中央区旭通 2 丁目 4 - 5	令和 8 年 6 月 30 日
阪神調剤薬局 灘東店	神戸市中央区上筒井通 5 丁目 1 番 8 号	令和 8 年 6 月 30 日
訪問看護ステーション うさぎ東事業所	神戸市東灘区岡本 3 丁目 1 0 - 1 6	令和 8 年 8 月 31 日

神戸市告示第280号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 18 日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	変更年月日
(新) 田中内科クリニック 胃と大腸 消化器 内視鏡 神戸市中央区	神戸市中央区楠町 6 丁目 1 0 番 5 号	令和 8 年 6 月 15 日
(旧) 田中内科クリニック		
(新) 古閑クリニック	神戸市須磨区中落合 2 丁目 2 - 5	令和 8 年 6 月 2 日
(旧) 古閑耳鼻咽喉科医院		

神戸市告示第281号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 18 日

神戸市長 久 元 喜 造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
ライフサポート結び	(新)神戸市灘区山田町3丁目2-26 (旧)神戸市灘区神ノ木通3丁目5番30号	合同会社 ライフサポート結び	神戸市灘区山田町3丁目2-26	令和 8 年 7 月 13 日	訪問介護 訪問型サービス（独自） ／生活支援 訪問サービス

令和8年8月18日 神戸市公報第3976号

神戸市告示第282号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、当該指定を受けた施術者の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 18 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
栗田 茂輝（栗田鍼灸 接骨院）	栗田 茂輝	（新）神戸市長田区花山町 2 丁目 1 1 番 2 3 号	令和 8 年 7 月 1 日
		（旧）神戸市長田区長田町 2 丁目 1 番 6 号	

2 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
栗田 茂輝（栗田鍼灸 接骨院）	栗田 茂輝	（新）神戸市長田区花山町 2 丁目 1 1 番 2 3 号	令和 8 年 7 月 1 日
		（旧）神戸市長田区長田町 2 丁目 1 番 6 号	

神戸市告示第283号

次の施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 8 年 8 月 18 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 はり・きゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
山本 英司（神戸岡本鍼灸整骨院）	山本 英司	神戸市東灘区岡本 1 丁目 4 － 2 2	令和 8 年 7 月 17 日
竹内 義隆（神戸岡本鍼灸整骨院）	竹内 義隆	神戸市東灘区岡本 1 丁目 4 － 2 2	令和 8 年 7 月 21 日

2 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
山口 翔大（神戸岡本鍼灸整骨院）	山口 翔大	神戸市東灘区岡本 1 丁目 4 － 2 2	令和 8 年 7 月 17 日
山本 英司（神戸岡本鍼灸整骨院）	山本 英司	神戸市東灘区岡本 1 丁目 4 － 2 2	令和 8 年 7 月 17 日

神戸市告示第284号

介護保険料の徴収業務について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、公金の徴収に関する事務（以下「公金事務」という。）を 委託したので、同条第 2 項の規定により下記のとおり告示する。

令和 8 年 8 月 1 8 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 業務名

神戸市介護保険料コンビニエンスストア収納代行業務

2 指定公金事務取扱者

岐阜県岐阜市日置江 1 丁目 58 番地

（株）電算システム

代表取締役 高橋 譲太

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和 8 年 4 月 1 日

4 委託する期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

5 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

介護保険料

神戸市告示第285号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 58 年 4 月条例第 3 号）第 11 条、第 12 条第 2 項、第 23 条の 2 及び第 23 条 の 3 の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第 13 条第 1 項の規定により次のとおり告示する

令和 8 年 8 月 18 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から 1 月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所

（ア） 火曜日・木曜日 午後 3 時から午後 7 時まで。

（イ） 土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

（ウ） 条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続 6 日間、
平日 午後 3 時から午後 7 時まで、土曜日 午後 1 時から午後 5 時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して 6 月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から 1 月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問 い 合 わ せ 先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西神中央駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 1 台	令和 8 年 7 月 2 日	西区玉津町今津字宮の西 333番地の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
	西神南駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 3 台	令和 8 年 7 月 21 日	
	伊川谷駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 1 台	令和 8 年 7 月 28 日	
	西建設事務所管内自転車等 放置禁止区域外長期放置	自転車 3 台	令和 8 年 7 月 28 日	

神戸市告示第286号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年8月19日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年9月1日まで一般の縦覧に供する。

令和8年8月18日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	篠原20号線	神戸市灘区篠原南町6丁目 11番5地先から	新	49.30	最大 6.00 最小 6.00
		神戸市灘区篠原南町6丁目 11番4地先まで	旧	49.30	最大 5.90 最小 5.90
市道	篠原56号線	神戸市灘区篠原南町6丁目 11番3地先から	新	22.20	最大 5.80 最小 5.80
		神戸市灘区篠原南町6丁目 11番4地先まで	旧	22.20	最大 5.60 最小 5.60

神戸市公告

都市公園を縮小するので、神戸市都市公園条例（昭和33年3月条例第54号）第3条の規定により、次のとおり公告します。

令和8年8月18日

神戸市長 久 元 喜 造

1 縮小する都市公園

(1) 名称、位置及び区域

名 称	位 置	区 域	備 考
檜野台公園	神戸市西区檜野台5丁目	神戸市建設局公園部管理課 備付けの図面のとおり	縮 小

(2) 供用開始の年月日

令和8年8月18日

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告します。

令和 8 年 8 月 18 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市北区八多町中字谷田 480 番、480 番 2、480 番 3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市北区唐櫃台 4 丁目 11 番 3 号
株式会社アンティム
代表取締役 作田 安子
- 3 許可番号
令和 8 年 1 月 6 日 第 8281 号
（変更許可 令和 8 年 7 月 31 日 第 2305 号）